

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2025
秋号

第146号

掲載内容

巻頭ニュース 里親と実親は子育てのパートナー／

QPIジャパン設立、考案者シャウファー氏が講演 *p.1

世界の里親制度 日本財団国際調査より② ドイツ

親族・知人への委託 積極活用 *p.2～

里親井戸端会議⑬ 真実告知 *p.4～

地域の里親会カレンダー拝見!!⑨ 鹿児島県里親会 *p.6

私の養育体験⑭ 末廣均さん(山口県) *p.8～

多様な里親類型創設を

全国里親会／政府に25年度要望／研修充実など訴え *p.10～

支える手① 株式会社セイバン *p.12～

編集スタッフからのおすすめの本 *p.14

ホットトピックス *p.15

子どもの福祉周辺 話題の言葉 *p.16

巻頭 ニュース

里親と実親は子育てのパートナー／ QPIジャパン設立、考案者シャウファー氏が講演

「クオリティ・ペアレンティング・イニシアティブ(以下、QPI)」とは「すべての子どもが毎日、愛情のある家庭で最高の養育を受けるべきである」という理念のもと、里親制度を改革するアメリカ発祥のプログラムです。具体的には里親、児童相談所、支援機関が連携し、実親も含めて支援して子どもの*パーマネンシーを実現すること。日本でもQPI-Japanが立ち上がり、10月にシンポジウムが開催されました。基調講演で来日した考案者のキャロル・シャウファー氏(Youth Law Center シニアディレクター 弁護士)が、取材に応じてくれました。(以下、キャロル・シャウファー氏)

「すべての子どもが家庭で育つ権利を持っています。子どもの代弁が一番よくできるのは日本の場合、里親ではないでしょうか。国も「家庭養育」を掲げていますし、里親有志が集まって発言していったはどうでしょう。子どものために声を上げるのですから遠慮する必要はありません。」

QPIを立ち上げた理由のひとつは、かつてアメリカでも実親のプライバシーだとか、偏見につながるなどと言って、子どもに関する情報を里親に提供するのを制限していたからです。子どもの過去の情報が与えられなければ、うまく養育できませんよね。そもそも里親は信頼されているから、子どもの命を預かる里親として選ばれたわけです。チーム養育の一員として専門家と対等な関係なのに、里親にだけ情報を与えないのはおかしい。里親への見方を

変えるよう声を上げ、今では子どもに関わる情報は、原則すべて里親に提供されることになりました。

QPIで推奨する里親養育は子どもを中心に据え、里親が子育てのパートナーとして実親と協力して子どもを養育し、子どもが実親の元へ帰った後も見守ることです。児相は里親と実親を対立ではなく協力関係と見て、児相にとっても助けになると発想を切り替えることが重要です。実際ベテラン里親は新人の児相職員よりも、よほどよくいろいろなことを理解していますよね。親元に戻すために具体的な計画を立てタイムラインを作り、常にチェックすることが大切です。計画がなければ状況は進展しません。実親が面会や連絡を拒否したり、子どもを取り戻す努力をしないなら、早急に養子縁組を検討すべきです。子どもの成長は早いからです。(船矢佳子)



▲ QPI-Japan シンポジウム「里親-パートナーシップの中で子どもを支える大切な役割」(10月14日 主催・日本財団)

親族・知人への委託 積極活用

ドイツは里親の類型や担い手が多様性に富んでいて、乳幼児の里親委託にも積極的に取り組んでいる国です。親族里親以外にも実親の知人が子どもを養育するネットワーク里親という制度があり、日本財団が調査したデュッセルドルフ市では、子どもと縁のある親族や知人が委託を受ける割合が7割を占めています。民法で里親の権利が保障されているのも特徴で、社会的家族関係が認められる場合は措置解除後も里子との接触権が与えられるほか、実親の引き取り要求に対抗する権利もあります。(古根川淳也)

ドイツの里親類型は親族・ネットワーク里親以外にも、子どもが独立するまで預かる長期里親など計7種類=表1参照。子どものニーズに応じて細分化しており、家庭復帰を前提に実親の状況が改善するまで数日から数か月だけ預かる短期里親や、障害のある子どもを養育する治療的里親などがあります。中でも乳幼児の里親委託率向上に役立っているのが緊急里親で、虐待などで一時保護された子どもを半年から1年程度の期間で受け入れ、長期里親に引き継ぐなどします。

日本財団が調査したデュッセルドルフ市はドイツ西部にあるノルトライン・ヴェストファーレン州の州都で人口は約63万人。同市の里親担当部署は職員14人体制で、ソーシャルワーカーや児童精神科医の有資格者もいるそうです。2023年度の里親家庭への措

置件数は継続中のものも含めて357件ありました。

同市が近年力を入れているのが、親族・ネットワーク里親の活用です。2008年の両里親の割合は全体の30%程度でしたが、子どもと関係のある人が養育する方がメリットがあるとして、市は「子どもに近い誰かが里親になって」というキャンペーンを展開してきました。親族や知人であっても里親手当や支援は長期里親などと同じように受けられることもPRし、2023年には両里親の占める割合が全体の69%にまで向上しました。

実際に子どもの措置が必要になった場合、市の担当者が実親や子ども本人から里親候補を挙げてもらい、その候補者に制度を説明して里親になってもらうという流れになるそうです。

● 表1 ドイツの里親類型

区 分	考え方や概念
短期里親	親が入院するなど緊急事態の際に子ども（特に乳幼児）を預かる。元の家庭への復帰を前提としており、期間は数日から数か月
長期里親	すべての子どもには家庭的な愛情とケア、頼れる親が必要という概念から、様々な問題により実親と一緒に暮らせない子どもを保護し、安定した生活を送れるようにサポートする。長期的な計画に基づいた里親措置であり、多くの場合、子どもが独立するまで養育し、場合によってはそれ以降も密接な関係を持つ。実親と子どもとの定期的な面会や少年局との支援計画の作成に協力する必要がある
緊急里親	子どもが緊急一時保護された場合や児童虐待などで危機的状況に陥った場合、一時的に措置を受ける。状況によっては元の家庭に復帰するが、長期里親に引き継がれることもある
治療的里親 特別支援里親	重度の情緒的、心理的、認知的、身体的障害を持つなど、特別なニーズを持った子どもが措置される。このような子どもたちはより広範な支援や療育が必要であり、高い教育能力とカウンセリング能力を持つ里親が必要とされる。里親に求められる能力やスキルが高くなり、里親は特別（専門的）な知識を必要とする
親族里親 ネットワーク里親	親族里親は祖父母や親戚など、ネットワーク里親は実親の友人や知人らが養育する。既存の絆や信頼関係を維持できるという面から重視されている。親元で暮らすことが困難な年長の子どもや青少年は、自らの意思で里親のもとで暮らしたいと希望することがある

■乳幼児は里親家庭へ

3歳未満の乳幼児については「施設に入所させてはならない」という同州の勧告があり、原則として里親家庭に措置されることになっています。背景には、「3歳未満の子どもは少なくとも1人の信頼できる大人とネットワークを繋ぐことでより健全に育つ」という研究結果があり、こうした方針を定めた国連の「子どもの代替養育ガイドライン」が2009年に採択されて以降、ドイツでも実施されるようになったそうです。

実際に日本財団の調査時点で、同市にいる社会的養護が必要な3歳未満の子ども127人のうち124人が里親委託されていました。実親が里親措置に同意しないケースもありますが、信頼できる親族や知人に里親になってもらったり、裁判で親権の一部を里親に移したりするなどして、「子どもが3歳未満であれば施設には入れない」（同市担当者）という対応をとっているそうです。

■里親の権利を保障

ドイツ民法は里親のさまざまな権利を保障しています。里子を一定期間養育して「社会的家族関係」が築かれたと認められる場合は、里親子の信頼関係が法的保護の対象となり、措置解除後も里子に面会することができる接触権を有します。また、実親が子どもの引き取りを申し出た場合も里親側に対抗権があり、里親家庭から引き離すことで子どもの福祉が損なわれると考えられる場合は、家庭裁判所の判

断で子どもを里親家庭に留めることができます。

里子にとって重要な決定については、少年局、実親、里親が参加する支援計画会議で話し合わせ、合意される必要があります、その決定の枠組み内で日常的な決定を行うことができます。

■民間里親団体とも協働

里親支援や委託のマッチングを行政と民間団体が協力して担っているのもデュッセルドルフ市の特徴です。同市には民間里親団体として、プロテスタント（キリスト教）を母体とする「ディアコニー・デュッセルドルフ」、カトリック（同）が母体の「SKFY」、労働者支援団体を母体とする「AWO」の三つがあり、それぞれに里親支援の得意分野があって、行政では対応できないサービスにも取り組んでいます。里親希望者は所属する団体を行政だけでなく、自身の信仰や子どもの特性などに応じて民間からも決めることができます。

委託が必要な子どもの情報は最初に市が把握しますが、3団体にも共有され、各団体に登録している里親候補者とのマッチングを検討します。各団体が適任と思う候補者を推薦し、最終的にどの里親にするかは子ども本人、実親、里親、市などの話し合いによって決定するそうです。

「里親制度の国際調査報告書」は
こちらからご覧いただけます。



● 表2 日本とドイツの比較（2021年）

	ドイツ	日本
総人口	8,324万人	1億2,550万人
社会的養護下人口	13万5,092人	3万3,157人
（若年人口 1,000人比）	18歳未満	9.7人
	3歳未満	3.0人
里親委託率	18歳未満	50.3%
	3歳未満	※83.8%

※ドイツの3歳未満の乳幼児は「施設養育」と分類された場合でも日本の乳児院のような施設ではなく、小規模で家族的な施設や医療施設に入所する



▲ドイツの母子施設運営団体「カイザーズヴェア・ディアコニー」の職員にヒアリングする日本財団のスタッフら（日本財団提供）

● 表3 里親への支援
（ノルトライン・ヴェストファーレン州の例）

扶養手当	6歳未満	731ユーロ（12万8,656円）
	6～12歳未満	864ユーロ（15万2,064円）
	12～18歳未満	1,025ユーロ（18万400円）
教育手当		420ユーロ（7万3,920円）
合 計		1,151～1,445ユーロ （20万2,576～25万4,320円）

○特別手当や助成金

里親は以下のような特別手当や助成金を申請できる

- ・里子が入居するために必要で最初に準備する家具
- ・宗教上、または個人的に重要で特別な行事のための手当
- ・特別な教育支援
- ・学校への入学準備
- ・クリスマス
- ・修学旅行
- ・休暇旅行

○保険と年金

疾病、傷害、年金保険の保険料補助

○育児休暇

子ども1人につき最長3年の育児休暇。

里子が8歳の誕生日を迎えると育児休暇の権利は終了

※1ユーロ176円で換算

里親 井戸端会議

13

今回の話題：真実告知

「井戸端会議」とは、かつて長屋の女たちが井戸端に集まって、水汲みの合間に世間話をしたことから生まれた言葉だそう。本連載ではひとつの話題について、里親さんたちの意見をあれやこれやと集めていきます。結論が出るかどうかはわかりませんが、とりとめのない話の中から、何かお役にたつものをひとつでもひろっていただけたら幸いです。（船矢佳子）

里親（養親）にとって「真実告知」は、果たさなければならない重要な役割のひとつです。子どもが物心ついていいたとしても、幼ければ突然里親家庭に来た理由を理解するのは難しいですし、やはり告知は必要になるでしょう。一度話せば済む話ではなく、子どもの成長を見ながらやりとりして、ずっと続けていかなければならず、なかなか神経を使います。今回は皆様の経験談を聞かせていただきましたが、正解はひとつではなく、また失敗というのありません。参考までに読んでいただければ幸いです。

●真実告知を始めた時期ときっかけ

・幼稚園くらいから

告知を始めたのは子どもが幼稚園のとき。幼稚園に入ると、第二子の妊娠・出産で、お腹が大きくなったり、赤ちゃんを抱いてくる他のお母さんたちを見る機会が増えるんですね。

ある日「私もママ（里母）のお腹から生まれたの？」と聞いてきました。そのとき、すかさず「実はね、Aちゃんには他に産んでくれたお母さんがいるんだよ。でもその人は育てられなかったの。だから、うちに来てうちの子になったんだ。Aちゃんと家族になってパパもママもすごくうれしいんだよ」みたいな話をしました。真実告知は初めてではなかったので、あまり緊張せずできましたが、初めて告知をする人は、あらかじめシミュレーションしておくといいかも。（里親 幸子さん）

・子どもの発達を見て

子どもの成長を見ながら告知しました。2歳後半で受託した子が、1年か1年半くらいたったときに、おままごとをしながら「ハイ、どうぞ」と隣の空間に向かって「ごっこ遊び」をしていたのを見たんですね。目の前にないものを想像する力が

がついてきたんだと思い、今なら普段会えない実母の話をして現実とはごっちゃにならず、理解できるかもと思いました。最初は「Bちゃんにはパパ、ママのほかにも大切な人がいるんだよ」ぐらいから話し始めましたね。（里親 夢子さん）

・受託してすぐで大変だった

5歳半で施設からうちに来たばかりの子に、ある日カバの親子の絵本を読み聞かせしていました。「カバくんは生まれたときからお母さんとずっと一緒です」という一文のところで「え！！生まれたときから一緒なの？！」と子どもが絶句。当時、施設では生い立ちの話は「子どもから聞かれない限りしない」という時代。私と血のつながりがいないことは最初から知っていましたが、それ以外の状況はわかっておらず、子どもはみんな施設に入ってそこに親が迎えにくると思っていたようです。

私も新人里親で、受託してまだ1か月もたたないときに、いきなり生い立ち関連の話をするはめになり、まったくうまく話せませんでした。とにかく嘘だけはやめようと思い、勢いで一気に実母の話をしたことを記憶しています。（里親 望さん）

●告知をスタートした後

・生活の中で何気なく話題に

0歳で受託した子どもは今、小学校低学年です。最初に告知をしたのは3～4歳だったと思いますが、そのあとも子どもが忘れてしまわないように、

生活の中で何気んに実親につながる内容を話題にしてきました。たとえば実母のいる地域を本拠地とするプロ野球チームを応援したり、その地域出身の有名人の話をしたり。テレビで放映されると「ほ

ら、〇〇県が映っているよ。きれいな公園があるね」と言ったり。里父が仕事で実母の故郷に行ったときは現地の風景を写真で撮ってきてもらいました。

(里親 福子さん)

• お父さんは？

告知については実母の話だけをしていましたが、子どもが小学校4年生ころに「そういえばお父さんは？ お母さんが無理でもお父さんが迎えに来てくれるかも」と言い出し、やはり実父の情報

も必要だと痛感しました。

幸いその頃は生い立ちについて、子どもとある程度何でも話せる関係になっていたので、「残念ながら迎えにくる可能性はほとんどないんだ。お父さんが今どこにいるかわからないし、お父さんは法律上は家族じゃないから児童相談所もそこまで探せない」と答えました。厳しいようですが、大きくなってきたら現実を知らせた方がいいと考え、はっきり言わせもらいました。子どもは素直に、「そうなんだ」と受け入れていました。

(里親 美幸さん)

●複数の里子がいると相互作用が

• お前の親もひどいよなあ

複数の子を養育してきたので、子ども同士でのやりとりに救われたことが何度もありますね。「うちの親もひどい親だけど、お前の親もけっこうひどいよなあ」なんて里子同士で軽口をたたいていました。深刻になりがちな話ですが、当事者同士だとこんなふうにも言えてしまうんですね。

(里親 愛子さん)

• あのまま施設にいたら？

「あのまま施設に残っていれば、お母さんが会いに来てくれたかも」と言い出す小学生の子に対し、高校生の子が「そんなの、あるわけないよ」とバッサリ。小学生の子は実親の引き取りの可能

性がほぼない子だったので、いらぬ期待を抱かずにすんだようです。

(里親 和美さん)

• 里親会の子どもプログラム

里親会の集まりで、子どものプログラムに参加したときのこと。他の子たちの話を聞いて、里親家庭で暮らすのも意外と悪くないと思えたようです。毎年参加すると、去年いた高校生のお兄さんお姉さんたちの自立の話を聞いたりして、いずれ自分も自立することがなんとなくわかってきました。他の里子たちと交流することで、親と離れて生活しているのは自分だけではないと理解でき、置かれた状況を把握する機会にもなりました。里親会に参加することは大事だとつくづく思いました。

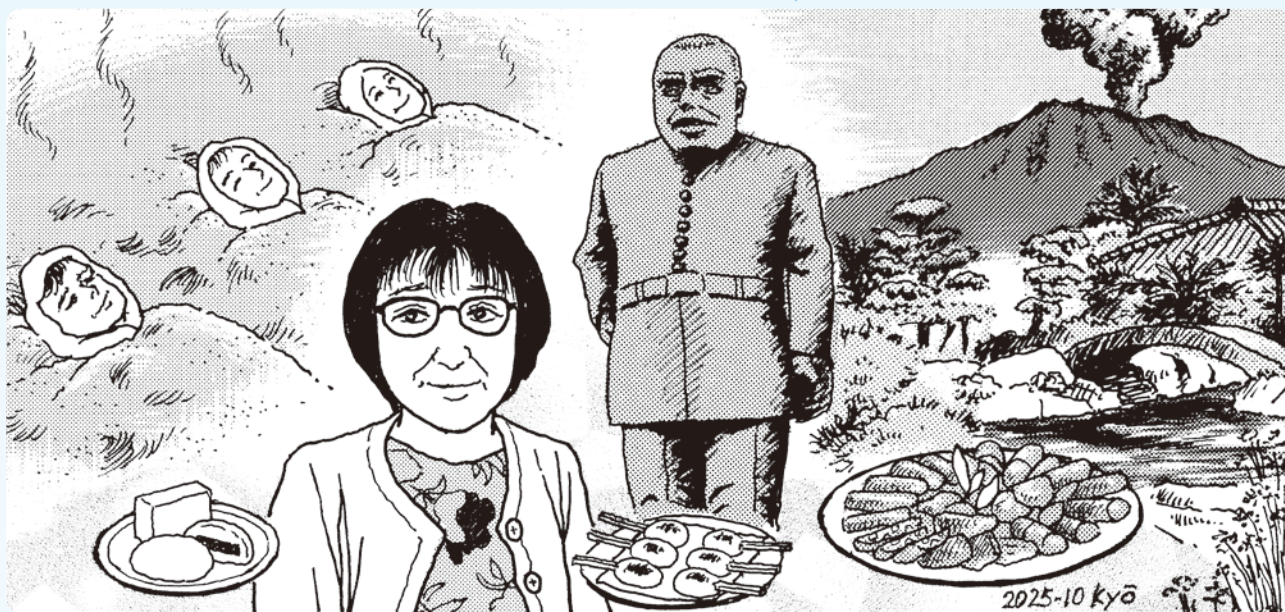
(里親 満子さん)

出自を知る権利

自分がどのように生まれたのか、また自分の遺伝的な親が誰であるのかを知る権利で、1989年に採択された「子どもの権利条約」に基づいています。里子や養子だけでなく、精子・卵子バンクなど生殖補助医療で生まれた人や、産院での赤ちゃん取り違いなど、生物学上の親と異なる環境のもとで育った人たちすべてに関わります。子どもが自分のルーツを理解し、健やかに成長するための重要な権利です。

日本の現状

出自を知る権利は子どもにとって重要な権利で、ヨーロッパの国々では法整備が進んでいますが、日本ではまだ具体的な法律はないのが現状です。里子・養子だけでなく、生殖補助医療で生まれた子どもや、産院で他の新生児と取り換えられたまま成人した人が裁判を起こすなど、最近ようやく「出自を知る権利」の大切さが知られてきました。しかしまだ子どもの権利を反映した形には、ほど遠いのが現状です。今後の動きを注視し、もっと声を上げていく必要があります。



▲ 鹿児島県里親会会長・久木田美智代さん。桜島、西郷隆盛銅像、仙巖園、指宿の砂蒸し温泉、かるかん、さつま揚げ、ジャンボ餅
(イラスト・京川誠)

主な活動

- 4 月 総会
- 6 月 持ち寄りランチ会
- 8 月 バーベキュー
- 3 月 パソコン教室など

鹿児島県里親会は2024年度から年に2回、「おやじの会」を始めました。同会は地域ごとに行事を行い、公式LINEで県内の里親に共有して参加者を募ります。久木田美智代会長に話を聞きました。(若林朋子)

県内には中央・北部・大隅・大島と4カ所の児童相談所(児相)があります。ただし、半島や島のエリアも多いことから児相の管轄にはこだわらず、鹿児島(管轄する児相は中央)、霧島・姶良(同)、大隅(児相は大隅)、南薩(児相は北部)、北薩(同)、奄美(児相は大島)の6地域に分かれて活動し、それぞれがサロンや行事を実施します。逆に県全体の催しは、準備の負担が大きいため、多くありません。県の里親登録者は約260世帯弱で、140世帯ほどが里親会に加入しており、そのうち約100世帯が公式LINEに登録しています。各ブロックで行事を実施する時は公式LINEに投稿し、地域に関係なく参加することができます。

3月の「パソコン教室」は、Zoomを使ったことがない方のために外部からインストラクターを招いて実施しました。会員から「こんなことを学び

たい」という要望があれば、臨機応変に事業を企画・実行しています。また、特別養子縁組の有志が自主的に指宿市で「遊びの会」を行っています。2024年から年に2度のペースで「おやじの会」を開き、「飲みニケーション」で里父同士の交流を深めてもいます。

8月9日に鹿児島市で九州ブロック大会を開催しました。これまで1泊2日でしたが半日に変更しました。開会式や報告は短縮し、基調講演の後の分科会は「真実告知」などテーマごとにグループに分かれてのディスカッションとしました。また、中学生以上の若者もグループに分かれてワークショップを行いました。前日の大雨で20組が会場へ到着できないアクシデントもありましたが、里親同士の交流を重視した内容に賛同の声をいただきました。

2024年12月、南さつま市に里親支援センターがオープンしました。「チーム養育」が重要だと言われていますが、その中で里親が「存在感を発揮できている」という実感を持っている里親は、まだ少ないのではないのでしょうか。チーム養育の実現を目指していきたいと思います。

私の住む地域の里親会是对面で年6回、オンラインで4回、サロンを開催しています。オンラインは県外からの参加が可能ですので、希望される方は、以下のメールアドレスまで問い合わせください。

kagoshima.satooya@gmail.com

鹿児島県 里親の登録状況など

鹿児島県里親会のご紹介に合わせて、鹿児島県の里親登録状況や子どもの委託状況などについてみていきます。（木ノ内博道）

▶ 里親登録の状況は

——養子縁組里親の登録が全体の4割近くを占める

里親の登録などを統計的に見るには世帯数で、となっています。専門里親は個人での登録ですし、養育里親と養子縁組里親をダブルで登録している場合もあります。また、結婚していても単身で里親登録している人も近年増えていますので、里親登録数を必ずしも世帯数で把握しようとするのは難しいかもしれません。しかし、可能な範囲で里親を量的に見ていきたいと思います。

福祉行政報告例の2023年度（令和5年度）末の「里親数及び里親に委託されている児童数」によれば、鹿児島県の里親登録数は251世帯です。

鹿児島県の全世帯数は72万1,200世帯ですから、里親は2,873世帯に1世帯の割合になります。

また、前年度（226世帯）と比較すると11%も増えたことになります。

里親の種類別では、養育里親が194世帯（前年度164世帯）、専門里親13世帯（同12世帯）、親族里親23世帯（同28世帯）、養子縁組世帯100世帯（同100世帯）です。

前号でご紹介した青森県も養子縁組里親の登録の多い県でしたが、鹿児島県も同様、養子縁組里親の登録が多く、登録里親の38.6%を占めています。

▶ 子どもが委託されている里親数は

——登録里親は増えたが未委託里親が多い

登録里親のうち、子どもが委託されている里親は61世帯（前年度66世帯）で、登録里親のうち委託されている里親の割合は25.4%で、全国平均での委託率（29.8%）よりも下回っている状況です。委託里親が少ないのは、養子縁組里親の登録が多いことによるのかもしれません。

種類別にみると、養育里親への委託は30世帯（前年度28世帯）、専門里親への委託は3世帯（同2世帯）、親族里親への委託は23世帯（同28世帯）、養子縁組

里親への委託が6世帯（同8世帯）となっています。

今年度になって養育里親の登録が大きく増えたものの、まだ委託にまで結びついていない状況のようです。

▶ 里親に委託されている子どもは

——受け皿となる里親は増えているが子どもが委託されていない

見方を変えて、里親に委託されている子どもたちからみるとどうでしょうか。

子どもたちの総数は82人（前年度91人）。内訳は、養育里親に委託されている子どもが44人（同37人）、専門里親に委託されている子どもが3人（同2人）、親族里親に委託されている子どもが29人（同44人）、養子縁組里親に委託されている子どもが6人（同8人）となっています。

前年度に比べて親族里親も親族里親に委託されていた子どもも少なくなっていて、大きな案件が解決したように思われます。

▶ 里親等委託率は

——17.0%で、79地区中下から8番目にランク

児童養護施設や乳児院、また里親やファミリーホームに委託されている子どもたちのうち里親とファミリーホームに委託されている子どもたちの割合を“里親等委託率”といいます。社会的養護のなかで家庭養育の進展度合いを判断する指標として使われます。

2023年度（令和5年度）末の、全国平均の里親等委託率は25.1%。うち最も多い自治体は新潟市で60.2%となっています。また最も少ない自治体は東京都葛飾区で11.1%。自治体間格差の大きいのが里親等委託率の特徴です。

鹿児島県は17.0%で、全国平均よりは大きく下回っており全79地区のうち下から8番目にランクされています。

里親等委託率を高めるための対策がこれからの課題のようです。

お知らせ

『里親だより』の感想をお聞かせください。編集の参考にさせていただきます。また、取り上げてほしい企画がありましたらご提案ください。『里親だより』を読んで」と明記のうえ、奥付（P16）の所在地あるいはメールアドレスへお願いします。（アンケートフォーム▶）



私の 養育体験

末廣均さんに聞く (山口県)



▲ 末廣 均さん

養子縁組したことを知らされず育つ 里親になり「子どもの意見表明権」尊重

山口県周防大島町に住む末廣均さんは妻・廣江さんと、これまで13人の男児を養育しています。子どもの人生の節目で出会った教員の支えにより、不登校を克服したことがありました。また、自身が伯父夫婦を「父、母」と呼ぶ養子縁組家庭に育ったことから、人生で「子どもの意見表明権」や真実告知について深く考える機会がありました。養育する側・される側、両方の思いについて伺いました。(若林朋子)

再婚後に夫婦で里親登録

里親登録は2010年3月です。妻は以前から里親になりたいと考えていたようで、結婚後に「一緒に登録しよう」と勧められました。妻とは再婚同士で、私には3人の息子、妻には2人の娘がいます。再婚した時点で実子とは同居していませんでしたが、委託中の子どもと実子の接点がありました。実子が就職・進学先などから帰省すると“弟”と交流し、さまざまな影響を与えてくれます。

初めて受託したのは2011年、14歳の男の子Aで、3年3カ月の間、一緒に暮らしました。それまで私は発達に課題を抱えた子どもと接する機会がありませんでしたので、驚きの連続でした。大皿に鶏の唐揚げを40～50個盛り付けて出すと、1人で全部食べてしまったことに衝撃を受けました。妻は「取り分けて出せばよかった」と反省していました。Aは見た目こそ標準体型ですが、過食の傾向がありました。また、同級生の女の子に身体接触を求めてトラブルになったこともあります。私はPTA活動をしてきたので、保護者や教員から頭ごなしに叱られ

ることはありませんでしたが、地域に子どもへの理解を求める大変さを知りました。

猛勉強で不登校のブランク克服

最も印象に残っているのはBとの思い出です。中学校の入学式の翌日から不登校になり、2012年に14歳でわが家に来ました。3年生の1学期の終わり頃、帰省していた大学生の次女から「ママには勝てんよ」と言われ、なぜかホッとしたそうです。里母を信頼できたのか、何か吹っ切れたのか「明日から学校に行きます」と言いました。登校するようになってすぐ夏休みに入りましたが、猛勉強して不登校の間のブランクを埋めてしまいました。2学期以降は、生みの母親と近い年齢の女性教員が毎朝、校門に立って温かい声掛けをしてくれたこともあり、鎖骨を折るけがをしても休まず登校しました。

高校入試は不安だったようですが、担任が「(不登校を理由にBの)入学を断るような高校なら行かなくていい」と言ってくれたことで救われました。志望校に合格し、高校では生徒会長選挙に立候補して当選するほど活発に過ごしました。自立して大島を離れる時には「ここに来てよかった」と言ってくれました。本来、Bは素直な性格でした。わが家に来て、真っ直ぐに個性を発揮できるようになったと感じます。節目で教員ら関わる人から励ましの言葉をいただき、成長しました。今、Bは大手自動車メーカーで勤務し、元気に働いています。

一方、わが家での生活が難しい子もいました。Cは理系科目が得意で、学力も高い子でしたが、時間

を忘れてゲームに熱中し、異性にも依存する傾向が見られました。手を尽くしたけれど、同級生の親がスマートフォンを持たせたり、勝手にパソコンを使ったりするなどのトラブルが絶えませんでした。受託した男児13人それぞれにいろいろな思い出があり、現在は2人を委託中です。

実母と別れ4歳で伯父の家へ

私のライフストーリーもお伝えしたいと思います。高校卒業後、国鉄（民営化前のJR）に就職して13年間勤めた後、父の縫製工場を継ぐために退職しました。この父は血縁関係の上では伯父にあたり、実母の兄です。2人は5人きょうだいで、上から長女・長男・次女・三女・四女。伯父は第二子、実母は第四子です。実父は私が生まれる前に交通事故で亡くなったそうです。実母は産後に体調を崩し、叔母たちが私を育てた時期もありましたが、4歳で伯父のもとに引き取られました。

養子縁組以前、健康保険証には「甥^{おい}」と書いてありましたが、幼いころの私は意味が分からず、伯父夫婦を実親だと思っていました。小学5、6年の頃、私の知らないうちに養子縁組が成立していました。実母は実父の存命中から東京で暮らしており、私が夏休みに遊びに行くこともありましたが「おばさん」と呼んでいました。実母は後に再婚し、異父妹が生まれています。私は成長するにつれ、生い立ちについて疑問を抱くことが増えました。高校生の頃、思い切って叔母に聞くと、すべての事情を話してくれました。

養父母である伯父・伯母に実子はなく、10年ほど前に相次いで亡くなりました。生前、自分たちの口で真実告知をすることはありませんでした。伯父はストレスがあると私に暴力を振るい、1カ月近く

痛みが残るほど青竹で打たれたこともありました。伯父の死後、激しい折檻を受けていたことを叔母たちに伝え、「（暴力については）知らなかった。兄は戦後の大変な時期に私たちを援助してくれた面もあるので、どうか恨まないでほしい」と言われ、複雑な気持ちでした。

実母は後に大阪府へ引っ越し、2018年に亡くなりました。当時、私の長男が大阪の大学に在学しており、実母や異父妹と交流していました。実母の臨終に際し、長男から呼ばれて駆けつけると、到着して数分で息を引き取りました。異父妹から「お兄ちゃんが来るのを母は待っていたんだよ」と言われました。妹とは良い関係が続いています。実母の遺骨は、本人の希望で生まれ育った末廣家の墓に納めました。養父母もそこに埋葬されており、妹も時々、山口県へ墓参りに来ます。

公的機関が養子縁組あっせんを

私の養子縁組が成立したのは約60年前です。子どもの声を聞き、意見を尊重する「子どもアドボカシー」といった概念は全くない時代でした。当時の私は、何の事情も知らされず不安を感じました。だから受託した子どもに対しては、本人の思いを尊重するようにしています。「私は（子どもを）信じるから、裏切らないで。これまでつらいことはあっただろうが、前を向いて生きよう」と伝えていきます。

また、特別養子縁組については、国が民間のあっせん団体に任せる部分も大きいですが、これでは出産前後の生みの母親にかかる経費を養父母が負担せざるを得ません。養親は経済的に恵まれた方に限られてしまいます。法律や体制を整備すれば、公的機関があっせんをより多く担うことができるはずです。また、公的支援を増やす必要もあると考えます。



▲ 受託中の男児と末廣さん



▲ 全国里親大会北海道大会で2026年10月の山口大会をPRする末廣さんら

多様な里親類型創設を

全国里親会／政府に25年度要望／研修充実など訴え

全国里親会は9月9日、里親制度の改善などを求める2025年度の要望書を、政府のこども政策を担当する三原じゅん子内閣府特命担当大臣（当時）に提出しました。今回は、子どものニーズにマッチした多様な里親を確保・育成するための登録・更新・研修制度の充実や「一時保護里親」の創設など23項目を要望。このうち、育児休暇の対象拡大や里親賠償保険の公費負担など5項目を重点項目として掲げました。（古根川淳也）

全国里親会は2017年度から毎年、社会的養護を所管する厚生労働省やこども家庭庁の担当大臣に、全国の里親から集めた声を要望書として提出しています。昨年も一時保護中の子どもの積極的な通学・通園支援がガイドラインに追記されるなど、これまで数々の要求が実現してきました。今年度は初めて河内美舟会長と全国8ブロックの会長の連名で提出しました。

重点項目には、増加する共働きの里親家庭に対する配慮や、近年の物価高を踏まえた措置費の増額、里親会事務局を会員個人で担っている地域への支援などを盛り込みました。特に里親の専門性向上については、研修制度の充実や里親類型の多様化などにも触れ、要望内容を拡充しています。週末里親や季節里親を「子どもの家庭体験事業」と位置付け、里親への委託費や施設への事務費を増額し、制度として充実させることも追記しました。

新規事項では、義務教育が修了し委託解除された児童らを預かる児童自立生活援助事業で、里親やファミリーホームが対象の「事業所Ⅲ型」から親族里親が除外されている点について見直しを求めたほか、子ども自身が自らのルーツをたどれるように特別養子縁組の裁判記録をデータベース化することや、子どものアドボケイト（意見表明）制度導入の予算化などを盛り込んでいます。

三原大臣はこれまでも、里親向け研修講座の受講や児童相談所の視察などで社会的養護について理解を深めているといい、今回も要望書の説明にじっくり耳を傾けて「承りました」と書面を受け取りました。河内会長は「要求を積み重ねることが実現につながる。いずれも里親の声を反映した必要な要望なので、ぜひ聞き入れてもらいたい」と話していました。

重点5項目「里親保険の公費負担」など

本年度の重点項目は次の5つです（要約）

- 被虐待や障がいのある児童の措置割合が急激に高まる中、育児休暇取得の対象拡大、共働き里親家庭への支援、地域サービスの柔軟な利用に向けた財政措置や制度改正
- 社会的養護施設に支払われている処遇改善等加算手当相当額を里親にも支給し、地域によって異なるレスパイトケア、養育援助、障がい者支援施設等の利活用、里親賠償保険の公費負担などの不平等を解消するための国の指導と財政措置
- 質の高い里親養育を実現するための登録・更新・研修制度の充実や一時保護里親などの創設と、ケアニーズに応じた措置費の加算。週末里親や季節里親を子どもの家庭体験事業に位置付け、里親への委託費や施設への事務費を拡充
- 里親支援センターやフォスティング機関が里親会事務局を担い、協働や活動支援するための財政措置
- 里親やファミリーホームを子どもの代弁者と位置付け、児童相談所が支援方針や処遇を検討する際は必ず意見聴取を行うよう指導



▲ こども家庭庁で三原じゅん子大臣（左から2人目）に要望内容を説明する河内美舟会長（同3人目）。左端は全国里親会の河村建夫顧問

令和7年度 新たなこどもの社会的養育推進事業要望書（要約）

1. こどもの権利保障と里親の地位向上

- ①里親と関係機関が委託児童に関する情報を共有し、連携を密に
- ②自立支援計画の策定と定期的な見直しを児相の必須業務とし、その策定及び改定には児童本人、里親等からの意見聴取を必須とし、実親への説明と同意を実施する
- ③児童の支援方針を変更する会議では、里親から「こどもの生育状況」「生活の現状」「地域社会での他者との関係性」などについて十分な情報と意見を聴取し、児童本人の希望を第一に尊重して決定する
- ④社会的養育経験者（一時保護や児相による相談・通告対応を含む）に関する情報データベースを制度設計し、個人情報データの永久保存や本人に対する情報開示、自立支援事業を求める。特別養子縁組の裁判記録などもデータベース化を制度設計する
- ⑤家庭支援、児童支援などの関係機関の更なる連携強化と、市区町村の対応窓口の権限拡大や強化、体制の充実などをはかり、迅速な支援対応と救済が可能となるよう早急に検討
- ⑥社会的養育の諸施策の立案や改定においては、当事者の意見表明の機会を保障し、真のアドボカシー確立とアドボケート制度導入の予算化

2. 安心して委託が受けられる制度設計

- ①特別養子縁組した家庭に養育里親と同等の支援を行うことを里親支援センターの業務とする
- ②委託前や委託直後、養子縁組への移行期間等に育児休業の取得が可能となるよう法改正
- ③措置後の各種福祉サービスをスムーズに利用できるよう児相や市区町村が手続きに責任を持ち、里親の負担を軽減する。また自治体によって差がある保育所や放課後等デイサービスなどの優先利用について格差を是正する
- ④養育里親・ファミリーホームに障がい児や被虐待児が多数委託されている現状を踏まえ、児童養護施設と同様に措置費の障がい児等加算を求める
- ⑤里親家庭での一時保護の増加を踏まえ、一時保護期間中のレスパイトケアの利用を認め、こども園なども優先利用

3. 里親リクルート、里親委託の推進支援

- ①里親制度のなお一層の普及啓発。自治体職員、教育関係者、医療関係者等への周知
- ②全国共通の里親認定登録のための研修制度を確立し、県外転出等による再研修・再登録を簡素化し、県をまたいだ委託を促進
- ③一時保護専門里親や週末里親、ショートステイ里親、自立等支援を専門とする里親など、こどものニーズに応じた里親の類型化について議論を進め、専門里親制度のあり方を検討
- ④里親支援センターの早期設置を促し、こどものケアニーズの多様化に伴う里親支援体制が可能となる配置基準と予算措置を

4. 里子の自立支援の拡充

- ①自立支援ガイドラインの検証と見直しを行い、親族里親のⅢ型指定など、それに伴う予算措置と関係機関への周知
- ②自立支援資金貸付事業の返済免除要件緩和。自立支援事業や給付型奨学金なども拡充や要件緩和
- ③こどもの資格取得やキャリアアップ活動に給付金・支援金の制度創設
- ④障がいのある里子が、学びなおしやスキル獲得のための事業所や就労継続支援事業所などに通所する場合、措置延長や自立支援事業への移行など、こどもに最大限の機会を提供

5. 家庭養育推進へ公費拡充

- ①地域によって差がある里親賠償保険の保険料全額公費負担を全国共通の制度に
- ②特に高齢児の措置で制服や学用品等を急いで用意する場合、前払い等の柔軟な対応で里親家庭の負担を軽減。公費の支給対象拡大と実費支給を
- ③一時保護、レスパイトケアの引き受け、養育援助、週末里親、季節里親等への委託料を物価高に対応して引き上げ。児童の年齢に応じた措置費の加算と、社会的養護施設の職員に支給されている処遇改善加算手当相当額を里親にも支給
- ④組織率が低く事務局体制も不十分な里親会が存在する。里親会活動の充実と体制強化は養育スキル向上や子ども同士の交流が期待でき、自治体や児相は里親会への入会勧奨を強く行う。里親支援センターの業務に里親会支援を加え、里親会事務局を担う予算を措置

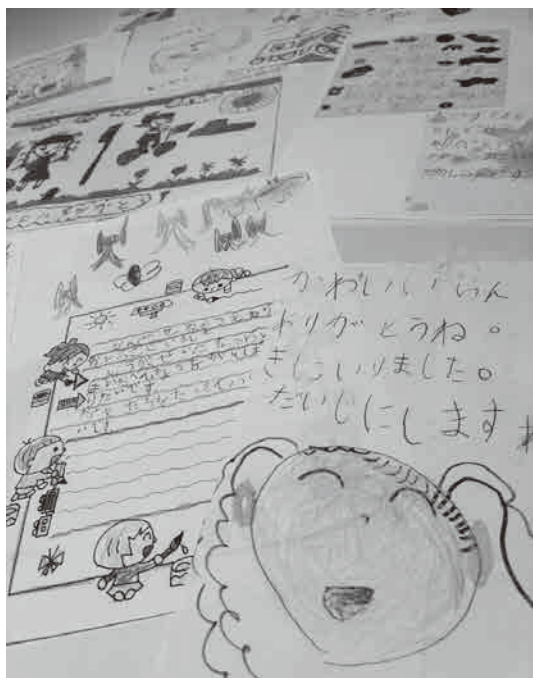
支える手

① 株式会社セイバン

子どもと家族の笑顔のため ランドセル 13年で2,000個寄贈

小学校の入学準備で最大のヤマ場といえばランドセル選びかもしれませんね。「天使のはね」で知られるランドセルの国内トップメーカー株式会社セイバン（兵庫県たつの市）は2012年度以降、小学校入学を控えた全国の里親家庭に累計約2,000個のランドセルを寄贈しています。そこに込められた思いを取材すると「世界中の子どもたちとそのご家族の笑顔にあふれた生活を実現する」という同社の企業理念がありました。（古根川淳也）

同社がランドセルの寄贈を始めたきっかけは2010年の「タイガーマスク運動」だったそうです。この年、人気漫画「タイガーマスク」に登場する孤児院出身の主人公、伊達直人を名乗る人物から群馬県の児童相談所にランドセル10個が届きました。これが全国的な話題になり、各地で社会的養護施設の子どもたちにランドセルのプレゼントが相次ぎました。



▲ ランドセルを受け取った全国の里親家庭から届いた感謝の手紙や写真（セイバン提供）

ランドセルは小学校での6年間を夢見ながら親子で好みの色などを相談して選ぶもの。そんな幸せな時間を通じて家族の笑顔が増える社会を目指すというのが同社の掲げるミッション（使命）です。タイガーマスク運動はこの理念に合致しているとして、同社も里親家庭にランドセルの寄贈を始めることになりました。

初回の募集は2012年12月で、全国里親会を通じて各都道府県市里親会から希望者を募りました。当初は女の子用だけで色も選べませんでしたが、次第に内容が充実。2025年度の募集では13種類の中から好みの色や機能が選べるようになっていきます。寄贈されるランドセルは、受注より多めに製造したものや、展示品として使用した後に肩紐などを交換したもので、すべて商品として販売できる品質だそうです。

ランドセルが贈られた子どもたちからは、全国里親会経由でお礼の手紙や写真が毎年届き、同社は「家庭で親子が喜んでいる様子を垣間見ることができる貴重な機会で、読むのを楽しみにしている。親子でお気に入りのランドセルを選ぶ時間を大切にしてほしい」と話しています。

なお、2025年度分の受付は10月3日に締め切られ、282個の申し込みがありました。これらは1～2月ごろ各家庭に届けられる予定です。

連載「支える手」では、里親家庭にさまざまな支援を差し伸べている企業や団体がその活動に込めた思いを紹介します。

ランドセルの申し込み方法

8 月ごろ ▶ セイバンから全国里親会に、寄贈するランドセルの種類や個数を提示

9 ～ 10 月 ▶ 各都道府県市里親会で申込受付。カタログの中から第 3 希望まで書いて申し込む。

全国里親会で集計し、用意された数を超える種類については抽選

1 ～ 2 月ごろ ▶ 各都道府県市里親会から各家庭に受け渡し

※寄贈対象の子どもは里親会会員であれば養子縁組の有無を問いません。詳細は各都道府県市里親会事務局にお問い合わせください。

セイバンミュージアム

兵庫県たつの市にあるセイバン本社には、ランドセルの歴史や機能が学べる「セイバンミュージアム」があり、ガラス越しにランドセル工場の様子を見学することもできます。併設されている直売店では 150 種類以上のランドセルがずらりと並び、社内試験に合格した「ランドセルコンシェルジュ」が選び方などをアドバイスしてくれます。

営業時間

- ・ミュージアム 10 ～ 17 時（土、日、祝は工場見学休み）
- ・直営店 10 ～ 18 時 いずれも水曜定休。入場無料。5 月の大型連休など繁忙期は要予約。

住 所 兵庫県たつの市龍野町片山 379-1

電 話 0791-71-0010

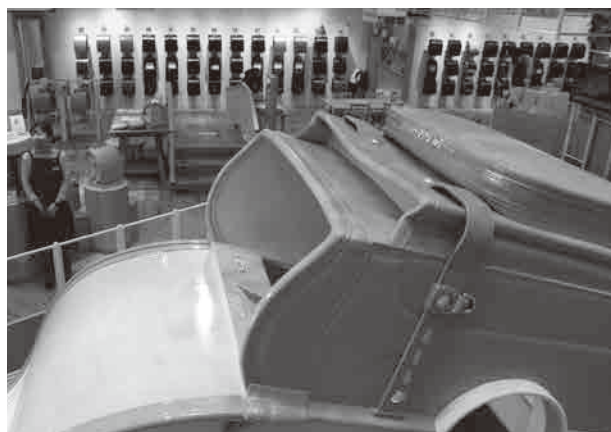
アクセス JR 姫新線本竜野駅から徒歩 15 分

セイバン公式サイトで予約の要否などが確認できます。

➡ <https://www.seiban.co.jp/pages/shops-direct-factory?srsltid=AfmBOoqt7djssxBnplgoQs55A6ApkOkCi4IA7CnQFHV7pdX26hO8ncDk>



▲ ランドセルの最終仕上げで立体的に縫製する従業員。
熟練の技が必要だという＝兵庫県たつの市、セイバン本社工場



▲ セイバン本社工場直営店に展示されている実物の約 200 倍のランドセル形オブジェ。店内は通学路をイメージした歩道や坂道もあり、気に入ったランドセルを背負って歩くことができる

● 編集スタッフからのおすすめの本 ●

本

一人ひとりに届ける福祉が支える フランスの子どもの育ちと家族

安發明子著 出版社：かもがわ出版 発行日：2023年8月 定価：1,800円＋税



日本で生活保護のワーカーをしていた著者が、バーンアウトしてフランスに渡り、現地で出産・子育てを経験し、フランスの子ども福祉について紹介している本です。

フランスの子ども家庭福祉は、妊娠前・出産、乳幼児期（0～3歳）、義務教育期（3～16歳）、若者支援（16～26歳）とライフステージごとに分かれ、それぞれの支援が切れ目なくつながっているため、個別にいちいちアクセスしなくても、専門職がすべてを把握して必要な部署につないでくれるそうです。

たとえば義務教育期はすべての子どもに教育と福祉を保障する時期という位置づけで、中学生から使える返済不要の奨学金や、学習サポート、収入に応じた習い事があり、経済力など親の状況によって子どもが影響を受けることはありません。不登校など気になる子どもがいれば、専門のスタッフが介入し、大事になる前に問題を解決しようとします。どのような

境遇に生まれてもすべての子が一

定レベルの能力を身に付け、幸せな子ども時代を過ごせるよう制度設計されているのです。

安發氏自身がフランスで出産した日のエピソードも印象的です。看護師たちは生まれた瞬間から赤ちゃんを「ひとりの人間」として尊重し、赤ちゃんの目を見てこれから行うことを説明していました。親ではなく直接子どもに語りかけることで、子どもは自然に複数の大人との関係性を築き、安發氏は母親であっても「私の赤ちゃん」と思う機会がなかったそうです。

フランスにも日本にも同じような制度があるのに、一人ひとりにきちんと制度が届く仕組みになっているフランスと、自分から申請しないと制度につながらず「自己責任」にされてしまう日本との違い。ソーシャルワークの視点を取り入れながら、子どもと家族を支えるとはどういうことかを、具体的に教えてもらった気がします。

船矢佳子

本

家族になろうね 特別養子縁組で子どもを迎えて

奥田哲平著 出版社：中日新聞社 発行日：2025年9月 定価：1,500円＋税



本書は2023年1月から2024年8月までの中日新聞の連載をまとめたもので、筆者の体験、養親・生みの親・成人した養子や研究者・支援者のインタビューなどで構成されています。奥田氏は40代男性の新聞記者で、特別養子縁組により「Kちゃん」を迎えました。自身の内面を克明に描いており、不妊治療中に「血縁のある子どもを授かることができない」と分かった時の落胆などは読み応えがあります。

社会課題への目配りも忘れません。「里親家庭の支援整備は道半ば」と声を挙げています。例えば、現状の育児休業制度では、原則子どもが1歳までと規定されており、1歳以上の養子を迎えた家庭は育休が利用できません。「1歳以上の子どもの里親委託を進める上でも、育休期間を『子どもが家庭に来て1年間』などと柔軟にして、子どもと養親が愛着関係をしっかりと築く時間を与えてほしい」と述べてい

ます。また、英国などでは養子縁

組に至った子どもの出自に関する情報は一元管理され、開示される際にはカウンセリングなどの支援があります。しかし、日本ではこのような仕組みはありません。「できれば真実告知を避けたい」と思う育ての親もいる中、養親が「開示されることを前提として情報を管理する仕組みの意義」を述べた本書は、真実告知に関する論議を一步前進させたと感じます。

著者は「あとがき」を、次のように締めくくっています。「本書が、特別養子縁組に対して、同情も変な配慮もなく、一つの家族として理解が深まる手助けになればうれしい。（中略）Kちゃんが将来、こう笑い飛ばす姿を思い描いている。『養子ですけど、それが何か？』」。全く同感です。養子を特別視しない未来であってほしいと切に願います。

若林朋子

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2025年8月から10月までの動きをお知らせします。

◆全国里親会（全里）の動き

〈役員会開催報告〉

- ▶令和7年度第1回ブロック長会議
8月22日（金） ビジョンセンター品川（東京）
内容 ①令和7年度大臣要望事項について
②大臣要望書提出のスケジュール等
- ▶令和7年度第2回理事会
9月1日（月） ビジョンセンター品川（東京）
内容 ①高橋監事ご逝去に伴う後任監事候補選定
②慶弔規定（案）について
③令和7年度大臣要望事項について
④大臣要望書提出スケジュール等
- ▶令和7年度第2回里親委託等推進委員会
9月1日（月） ビジョンセンター品川（東京）
内容 ①委員会の進め方、役割分担について
②相談事業について
③里親支援センターの進捗状況について等
- ▶令和7年度第3回理事会
9月22日（月） ZOOM（オンライン）
内容 ①監事候補者について
②慶弔規定について
③役員の保険について
④AI里親相談システムの取り扱いについて等
- ▶令和7年度第2回会長会議&会長研修
10月11日（土） 札幌パークホテル（北海道）
内容 全国里親会報告
グループ討議

〈大臣要望書〉

- ▶こども政策担当大臣全国里親会要望書提出
9月9日（火） 河内会長・本多副会長・眞保副会長
要望書の内容は本誌p10にて掲載。

〈全国・ブロック大会の開催報告〉

- ▶第70回全国里親大会ほっかいどう大会
10月11日（土）～12日（日） 札幌パークホテル
大会テーマ すべてのこどもに家庭が必要
～里親家庭で共に未来を
- ▶九州ブロック
8月9日（土） カクイックス交流センター（鹿児島県）
大会テーマ 「つながろう里親」
～聞いて、語ってお互いを知ろう～
- ▶四国ブロック大会
9月7日（日） 高知県立ふくし交流プラザ

- ▶北海道ブロック大会 ※全国大会同時開催

〈外部団体の行事への参加〉

- ▶令和7年度身元保証人確保対策事業運営委員会
8月26日（火） 眞保副会長zoom出席
- ▶2025年度第5回全国こども家庭支援地域ネットワークセミナー熊本大会
9月4日（木）～5日（金）
河内会長パネルディスカッション登壇
- ▶日本財団「子どもWEEKEND2025」
9月26日（金） 第3分科会 河内会長登壇
- ▶社会的養護下のこども等の自立支援の在り方に関する調査研究検討委員会
10月2日（木） 眞保副会長 オンライン出席
- ▶令和7年度第1回全国退所児童等支援事業連絡会
10月6日（月） 河内会長出席
- ▶令和7年度第25回全国児童家庭支援センター研究協議会神奈川大会
10月8日（水） 眞保副会長来賓出席
- ▶全国自立援助ホーム協議会第30回大阪大会
10月23日（木） 河内会長出席

〈訃報連絡〉

全国里親会監事の高橋永郎さんが令和7年7月24日（木）にご逝去されました。享年87歳。
ここに謹んで哀悼の意を表します。

〈感謝〉

- ▶七五三助成決定
㈱ストームレーベルズ（レコード・映画制作会社）様からの寄付により、今年度も「幼い子どものゆたかな育ち応援助成」（七五三助成）の実施が決定しました。ありがとうございました。
※全国里親会会員の方が対象です。

◆子ども家庭庁

- ▶「里親月間」特設サイト
「広げよう 里親の輪」
➡ <https://satooyanowa.jp/>
- ▶子どもの虐待防止推進全国フォーラムwith ほっかいどう
11月3日（月・祝） 札幌コンベンションセンター

◆奨学金

〈児童養護施設等の生徒への受験料等支援〉

入学前にかかる費用への支援が実施されています。
詳細は日本学生支援機構HPで。
・募集期間 8月1日～令和8年2月27日消印有効。





2025年7月11日～10月10日

(木ノ内博道)

- ▶ **「子ども食堂」の名はもう使わない** 「子ども食堂」の名付け親が、「子ども食堂」の名称を使わないと公言。活動ばかりが脚光を浴び、根底にある貧困の状況が改善に向かわないことに疑問を抱いていると。
- ▶ **送迎保育ステーション** 出勤の途中、駅前で子どもを預けると少し離れた保育園まで送ってくれ、夕方また同じ場所で待ってくれる送迎保育ステーションが、保育者の負担軽減になり待機児童の減少にもなると好評。各地に広がっている。
- ▶ **子どもに無償でメガネを** 経済的に困窮する家庭に無償でメガネを届ける取り組みが広がっている。公的支援が手薄で、民間が独自の支援を始めている。
- ▶ **性教育歯止め規定撤廃に署名活動** 小中学校の授業での性教育歯止め規定が、誤った理解を進め被害拡大の一因になっていると教員らが規定撤廃の署名活動。
- ▶ **セクストーション** SNSで知り合った相手に性的な画像や動画を送らせ、拡散すると脅し金品を要求する手法の被害が広がっている。被害は未成年者に多く約7割が男性。
- ▶ **保育園留学** 子どもを自然豊かな地域の保育園に通わせながら、家族で短期間の地方暮らしを体験する保育園留学が、首都圏の子育て世帯を中心に広がっている。
- ▶ **ユースクリニック** 中学生から20代の若者が、性に関する悩みなどを相談できるユースクリニックの開設が各地に広がっている。予期せぬ妊娠やデートDVなど。
- ▶ **教室に防犯カメラの是非** 教員による性暴力などに客観的な証拠になるとの声もあるが、子どものプライバシー侵害を恐れる声もあり、学校現場が悩んでいる。
- ▶ **夏の子連れ出社** 夏休みの間、子どもの預け先がなく困る保護者が多く、企業が社員の子連れ出勤を認めたり、自治体が既存施設を活用したりするなどの動きが広がった。
- ▶ **子ども主体の学校改革** 不登校の小中学校生数は全国で約35万人。どうすれば子どもたちの登校に関するハードルを下げるができるか、月曜の始業を1時間遅くしたり、いつでも開いている給食センターなど、子ども主体の学校改革が進んでいる。

- ▶ **リアル子育て** 若者を、子育て中の家庭に派遣して、結婚や子育ての現場を体感してもらおうとの取り組みが各自治体で広がっている。
- ▶ **離乳食教室** 男性の育児休業取得率が昨年度の調査で初めて4割を超えた。一方で、家事や育児の負担は女性に偏りがち。そこで、各地で父親向けの離乳食講習会が広まっている。
- ▶ **子どもたちの間での日本人ファースト** 日本人ファーストの言葉が子どもたちの間で広まり、海外にルーツのある子の教育に関わる教員から心配する声が上がっている。全国在日外国人教育研究協議会は「言わない・言わせない『日本人ファースト』」と題した緊急声明を出した。
- ▶ **遠距離出産** 妊婦が遠方まで出向いて産む遠距離出産が地方を中心に相次いでいる。分娩施設や産科医偏在の不足などを背景に病院の集約化が進んでいる。
- ▶ **18歳未満にも選挙運動を認めてほしい** 公職選挙法では18歳未満の選挙運動を禁じているが、この規定は憲法が保障する表現の自由に違反しているのではないかと、こんな論点からの訴訟が東京地裁で開かれている。
- ▶ **減胎手術** 多胎妊娠で妊婦のリスクを軽くするため減胎手術をしていることを大阪大学の研究チームが明らかにした。国や学会によるルール作りは進んでいない。
- ▶ **精子売買** 体外受精で生まれた子どもが増えており、10人に1人が体外受精で生まれた計算になる。親子関係をめぐる訴訟は過去にもあるが、体外受精で作った受精卵を妻が夫に無断で使って出産したケースでは、父子関係のないことの確認を求めた夫の訴訟を裁判所が退けた。結婚中に妻が妊娠した子は、夫の子と推定する民法の嫡出推定が優先するとしている。しかし、精子売買などに法規制がないのはトラブルを増すことにもなる。精子提供サイトには性交渉が目的のケースもある。
- ▶ **不登校保険** 損害保険ジャパンが今年4月からスタートさせた。不登校時の学びの補償が目的。
- ▶ **災害共済給付** 子ども版労災保険のあることは意外に知られていない。学校や園の管理下にある子どもの授業中や部活動、修学旅行、登下校、寮生活で起きた災害に補償がある。日本スポーツ振興センターによるもの。
- ▶ **プレコンの見直し** 卵子の老化を強調した啓発雑誌、卵子の量の目安を測る検査など、プレコンセプションケアを少子化対策に位置づけた自治体の政策が不評で、見直しの動き。

編集
後記

私は乳児院を経て養子縁組家庭で育ちました。母に「子育ての苦労は？」と聞いても「ない」ときっぱり。いろいろあったので強がっていると思います。ただし、近年始まった里親さんとの交流では本音を明かすこともあるようです。母が91歳にして、こんな時間を持っているのは嬉しい限り。私も40代から当事者交流の機会を得ました。スポーツ・映画など趣味の話でも盛り上げられる方とは友達にもなれる気がします。(若林)

里親だより 第146号 発行日 2025年(令和7年)11月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・若林 朋子・島袋 貞治・古根川 淳也 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail info@zensato.or.jp